第４節　金銭債権たる一般更生債権

１　確定債権

金銭債権たる一般更生債権の債権者数および総額は次のとおりである。

⑴　預託金返還請求権以外の一般更生債権

確定債権の債権者数および債権額は、次のとおりである（別表７）。

①　債権者数　59名

②　債権額

９億9827万1597円および額未定

（内訳）

元本　９億1792万4781円

更生手続開始決定の日の前日までの利息および損害金　8021万7370円

更生手続開始決定の日以降の利息　12万9446円および額未定

⑵　預託金返還請求権

確定債権の債権者数および債権額は、次のとおりである（別表８）。

①　債権者数　777名

②　債権額

37億5011万0951円および額未定

（内訳）

元本　37億4981万4866円

更生手続開始決定の日の前日までの利息および損害金　29万6085円

更生手続開始決定の日以降の利息　額未定

２　権利の変更および弁済方法

⑴　預託金返還請求権

預託金返還請求権に関する権利の変更および弁済の方法については、次節において定める。

⑵　預託金返還請求権以外の一般更生債権

預託金返還請求権以外の一般更生債権の権利変更および弁済方法については、以下のとおりとする。

①　権利の変更

ア）変更前の権利（確定更生債権）の内容

別表７の「確定債権額」欄記載のとおりである。

イ）変更後の権利の内容

更生計画認可決定の確定の日から３か月後の日に、別表７記載の「債権免除額」欄記載の金額（元本および更生手続開始決定の日の前日までの利息・遅延損害金の合計額の94％相当額および更生手続開始決定の日以降の利息・遅延損害金の全額）の免除を受ける。

ウ）権利変更後の債権額

別表７の「弁済合計額」欄記載の金額（元本および更生手続開始決定の日の前日までの利息・遅延損害金の合計額の６％相当額）のとおりである。

②　弁済方法

別表７の「弁済合計額」欄記載の金額を、更生計画認可決定の確定の日から３か月以内に、一括して弁済する。

⑶　追加弁済

①　共益債権および更生会社の清算に要する費用を控除した残余財産を弁済原資として、これにつき、更生手続開始決定の日以降の利息および損害金を除くその余の確定更生債権額に按分した額を追加弁済する。

②　追加弁済がなされた場合、⑵①イ）による免除は、追加弁済がなされた限度で効力を失う。

③　追加弁済を行わないことが確定したときには、管財人より一般更生債権者あてにその旨の通知を発する。

第５節　会員の地位および預託金返還請求権の取扱い

本節では、本クラブ事業の設立会社への承継に伴う会員（別表９の非金銭債権たるプレー権のみを有する特別会員を含む。以下同じ。）の地位の承継、更生債権（預託金返還請求権）の権利変更ならびに弁済の相手方および方法等について定める。

１　会員の地位（退会および設立会社への承継等）

⑴　退会

会員は、次の場合に退会となり、プレー権を喪失する（本規定により退会した会員を、以下、「退会会員」という。）。

①　本更生計画案提出の日である平成22年12月20日までに退会を申し出ている場合

②　平成22年12月20日以降更生計画認可決定の日から１か月後の日（以下、「退会期限」という。）までに、更生会社に対し、書面により、退会の意思表示を行った場合

③　平成22年までの年会費その他諸費用（以下、「年会費等」という。）を退会期限までに支払わなかった場合

⑵　設立会社への承継

退会会員以外の会員（以下、「継続会員」という。）のプレー権は、設立会社においても、⑸に定める優遇措置を除き、当面の間、現行と同水準を維持する。ただし、本クラブ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

⑶　規約の制定

設立会社の成立後における本クラブの規約は、別表12―１「グリーンエースカントリークラブ会則」、別表12―２「グリーンエースカントリークラブ細則」および別表12―３「グリーンエースカントリークラブ入退会規約」（以下、あわせて「新会則」という。）のとおりとする。

⑷　休会について

休会に関する取扱いは、新会則の定めに従う。ただし、既に休会している会員は、設立会社の成立の日まで引き続き休会を認めるが、同日以降は、新会則に基づく承認を改めて得なければならず、その休会期間、年会費の負担、その他休会中の取扱いは、新会則の定めるところによる。

⑸　優遇措置等の取扱い

①　年会費等の負担は、新会則による。新会則に定めのない優遇措置は全て廃止する。

②　退会会員はプレー権を有しない。退会会員に対する優遇措置は全て廃止する。

③　その他の一切の優遇措置は、その名目の如何を問わず、新会則に定めがあるものを除き、更生計画認可決定時に全て廃止する。

２　預託金返還請求権の権利変更および弁済方法

⑴　権利の変更

確定した更生債権である預託金返還請求権およびこれに付随する金銭債権について、以下のとおり権利変更する。

①　変更前の権利（確定更生債権）の内容

別表８の「確定債権額」欄記載のとおりである。

②　変更後の権利の内容

更生計画認可決定の確定の日から３か月後の日に、別表８記載の「債権免除額」欄記載の金額（元本および更生手続開始決定の日の前日までの利息・遅延損害金の合計額の94％相当額および更生手続開始決定の日以降の利息・遅延損害金の全額）の免除を受ける。

③　権利変更後の債権額

別表８の「弁済合計額」欄記載の金額（元本および更生手続開始決定の日の前日までの利息・遅延損害金の合計額の６％相当額）のとおりである。

⑵　弁済方法

①　退会会員に対する弁済

退会会員に対しては、別表８の「弁済合計額」欄記載の金額を、更生計画認可決定の確定の日から３か月以内に、一括して弁済する。

ただし、弁済の日において、更生会社が退会会員に対して相殺適状にある反対債権を有している場合は、これを相殺し、なお残額ある場合に限り支払う。

②　継続会員に対する弁済

継続会員の権利変更後の別表８「弁済合計額」欄記載の預託金返還請求権（債務）は、設立会社が承継（免責的債務引受）し、更生会社（管財人）においては弁済を行わない。

設立会社が承継した権利変更後の預託金返還請求権（債務）は、設立会社において継続会員からの退会申請があった後に弁済する。弁済の時期は、３月１日から８月末日までに退会の申請があった場合は当年の９月末日まで、９月１日から翌年２月末日までに退会の申請があった場合は翌年の３月末日までとする。